

平成26年度

年間 紀要



全国連合退職校長会

全国連合退職校長会 会旗



全国連合退職校長会綱領

われわれは 全国連合退職校長会の設立以来の歴史や活動を継承し わが国の教育の将来を見定め 会員としての自覚と誇りをもって ここに綱領を制定する

- 一 教育尊重の気運を高め 日本の教育の振興に寄与する
- 一 生きがいをもって生涯学び続け 充実した生き方を實現する
- 一 会員の親睦を図り 福利・厚生の拡充に努める
- 一 地域の教育・文化の向上や 良好な環境の形成に尽力する
- 一 関係機関・団体と連携・協力して 活動の発展を図る

平成十六年六月十七日（設立四十周年）制定

全国連合退職校長会教育憲章

われわれは、教育基本法を踏まえ、日本の教育推進の指針として、この憲章を定める。

日本の教育は、個人の尊厳、生命に対する畏敬の念を重んじ、日本人としての自覚と誇りをもち、世界の平和と豊かな文化の創造、人類の福祉に貢献できる心身ともに健康で主体性のある国民の育成を期するものである。

そのために、われわれは、以下に具体的な目標を掲げ、人間育成の具現化に努める。

- 1 人間尊重の精神にのっとり、一人一人が自他を大切にし、心身ともにたくましく生きる力をもつ。
- 2 日本の自然を愛護し、豊かな情操を培うとともに、地球環境の保全に尽くす。
- 3 わが国がはぐくんできた文化や伝統を尊重し、他国の文化への理解を深め、豊かな文化を創造する。
- 4 日本の美しいことばを大切にし、礼節を重んじ、豊かな人間性を培う。
- 5 誠実さや勤勉さを大切にし、勤労の意義と奉仕の尊さを知り、共に生きる喜びをもつ。
- 6 生涯にわたり、向学心に燃え、真理を求め、創造性豊かに主体的に生きぬく力をもつ。
- 7 和の精神と思いやりの心をもち、温かな家庭と心の通い合う地域社会の形成に努める。
- 8 善悪の判断を正しく行い、公共の精神と社会の一員としての自覚と責任をもって社会の発展に尽くす。
- 9 民主的な社会及び国家の形成に努め、国と郷土を愛するとともに、他国と協調して世界の平和と発展に尽くす。

平成22年2月23日制定

はじめに



会長 戸張 敦雄

早春に、^{さきが}魁けて開花する白梅と競うように平成26年度「年間紀要」が発行できました。嬉しいことです。

昨年度、小誌の名称、内容の構成を見直して発行したところ、全国の会員諸氏から好意をもって迎えられました。嬉しいことでした。

今年度も、本部の部長・委員長は、部員・委員の協力・支援を得ながら、心構えを正して一年間の活動、調査・研究の成果や会員の生活の安定・安心に係る記事をはじめ、各地の優れた実践事例等を選んで編集しました。嬉しいことです。

全国の会員各位からの好意に満ちた、嬉しさが倍加する建設的な熟読後の感想が寄せられることを期待しております。

末筆ながら、小誌の編集責任者として尽力された、白石 裕一、野口 玲子両氏の労に感謝いたします。

年間紀要

目 次

はじめに	会長 戸張 敦雄
------	----------

Part I	全国連合退職校長会本部の年間活動	1
	① 平成26年度の組織・役員	2
	② 平成26年度 要望活動の展開	3
	③ 設立50周年記念事業の概要紹介	5
	④ 教育課題答申委員会の活動	6

Part II	全国連合退職校長会の調査・研究のまとめ	15
	① 教育振興部の活動	16
	② 社会保障改革と安心生活の展望	27
	③ 第6回全連退 設立50周年記念教育図書の刊行	32

Part III	各都道府県のニュース紹介	33
	事例1 地方の会報誌より	
	(1) 「ふれあい」に感謝	34
	(2) 6年ぶりの再会	34
	(3) 心も体もいきいきと	35
	事例2 鳥の飼育と研究30余年	36
	事例3 「地域を活かせる学校支援ボランティア」	37

編集後記	編集委員	38
	編集後記	38
	編集委員	38

Part 1

全国連合退職校長会本部の年間活動

組織はいつも風通しがよくなくては
ならない。

——石原 俊

若い者も美しい。しかし老いたる者は
若い者よりさらに美しい。

——ホイットマン

① 平成26年度の組織・役員

総務部

部長 入子 祐三
野口 玲子
大野 幸男
木山 高美
白石 裕一

平成26年度は、役員改選期でなく、副会長2名（東海北陸・九州地区連絡協議会会長）常任理事1名（山梨県会長）の交代のみであった。多数の役員が留任し一層充実した会議がもたれ成果をあげた。

安定した運営がなされ流れに身を任せるときに綻びが生じるという戒めを踏まえ、本会の存在感の一層の高揚をめざすための諸会議等の在り方を見直し、提言し、その具体化を図る中心として、会長と部長会の間に小委員会（H26新

設）を設置し、円滑かつ効率的な諸会議の運営を行うことにした。

本年度は、設立50周年記念事業の諸準備との二本立てになった。役員一同、次の意義を再確認し合い協力し推進することにした。

- ・全連退の歩みを振り返りその歴史に敬意を表し、継承事項を峻別する。
- ・全連退の使命を認識し、設立100年を目指して 創意を失わず組織力を高め 決意を新たに出発する。

平成26年度 役員

〈会長〉 戸張 敦雄

〈総会〉代議員

〈副会長〉

（地区連絡協議会会長）

東京	片岡 敦子（東京）	
北海道	森 剛（北海道）	（北海道）
東北	鈴木 信光（福島）	（青森）（岩手）（宮城）（秋田）（山形）（福島）
関東甲信越	清水 章夫（埼玉）	（茨城）（栃木）（群馬）（埼玉）（千葉）
		（東京）（神奈川）（山梨）（長野）（新潟）
東海北陸	江端 雅司（岐阜）	（富山）（石川）（福井）（岐阜）（静岡）（愛知）（三重）
近畿	松重 享蔵（大阪）	（滋賀）（京都）（大阪）（兵庫）（奈良）（和歌山）
中国	山田 忠男（島根）	（鳥取）（島根）（岡山）（広島）（山口）
四国	横山 和雄（高知）	（徳島）（香川）（愛媛）（高知）
九州	城後 武史（福岡）	（福岡）（佐賀）（長崎）（熊本）（大分）（宮崎）
		（鹿児島）（沖縄）

〈理事会〉

（各都道府県〈団体〉会長）

〈事務局長会〉

（各都道府県〈団体〉事務局長）

〈常任理事会〉

（都・県会長）

副会長	片岡 敦子（東京）
副会長	清水 章夫（埼玉）
理事（生涯）	大泊 信雄（茨城）
理事（出版）	石塚 二郎（栃木）
理事	青木 忠（群馬）
理事（生涯）	板垣 正順（千葉）
理事（教課）	渡部 博正（神奈川）
理事（会計）	山岸 宏（新潟）
理事（教振）	高橋 基（長野）
理事	山縣 永良（山梨）

〈小委員会〉大野 幸男・木山 高美・入子 祐三

〈部長会〉

（部長・委員長）

総務部	入子 祐三・野口 玲子
教育振興部	大野 幸男（総）
生涯福祉部	岡野 仁司
広報部	村山 忠幸
会計部	白石 裕一（総）
教育課題答申委員会	田中 昭光
出版事業委員会	木山 高美（総）

※（総） 総務部兼務

〈監事〉 千葉 勝（宮城） 岩佐 喜一（千葉） 加賀 昭一（愛知）

〈事務局〉 徳永 裕人（局長） 中原 慎三（次長） 佐々木多美子

文部科学・厚生労働・総務大臣へ 「要望書」を提出

I 教育の振興に関する要望活動

平成27年度の概算要求の時期に当たり本会として、国の根幹を作る教育財源は「未来への投資」としての認識から、教育予算の一層の拡充を期して、国会議員に対して陳情を行った。

(平成26年10月15日)

○衆議院文部科学委員会の委員長以下全員（約60名）、文部科学大臣経験者、副大臣、政務官等に対しては、本部役員が訪問面談し陳情した。委員に対しては、地元選挙区で、都道府県退職校長会会長が陳情した。

○全連退戸張敦雄会長は副会長8名と本部役員7名を伴って各省を訪問し「要望書」を提出した。

(平成26年8月5日)

- ・下村博文 文部科学大臣への要望書内容
(会報第193号2頁掲載を参照)
- ・田村憲久 厚生労働大臣への要望内容
(会報第193号3頁掲載を参照)
- ・新藤義孝 総務大臣への要望内容
(会報第193号4頁掲載を参照)



文部科学省大臣官房伯井美徳審議官を囲んで

《教育の振興に関する要望書》

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、すべての大人たちの願いであり、子どもたちが全国どこに生まれ育ったとしても、等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、我々大人、そして国の責務です。教育再生は子どもたちの多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤です。

そのために、教育を「未来への投資」として重視し、社会総がかりで子どもを支え育てていかなくてはなりません。

ここに、全国連合退職校長会は、全国各都道府県退職校長会の会員9万5千人の総意として、下記事項を強く要望いたします。

特段のご高配をお願い申し上げます。

要 望 事 項

- 1 国の存立基盤である人材の質と量を将来にわたって充実・確保していくために、公財政教育支出を、他の先進国並みにGDP比5%を実現して頂きたい。
- 2 義務教育は国の責任として行うべきであり、義務教育費全額国庫負担の実現を目指し、当面、国庫負担の割合を2分の1に復元して頂きたい。
- 3 義務教育標準法改正による計画的な教職員定数の改善を行い、少人数教育など、子ども一人一人に目が行き届くきめ細かな指導体制の整備を図って頂きたい。
- 4 優秀な教員を登用するための人材確保法を堅持するとともに、教員の服務の特殊性に見合う給与の維持・改善を図って頂きたい。
- 5 教育尊重の気運を高めるため、本会が提唱・推進してきた「教育の日」が、既に、全国35都道府県、165市町村に制定されたことに鑑み、国民の祝日として「教育の日」を制定して頂きたい。

Ⅱ 国民の祝日として「教育の日」の制定につ

いて関係国会議員へ陳情

- 文部科学大臣経験者
- 現文部科学大臣
- 現文部科学副大臣
- 現文部科学大臣政務官
- 文部科学副大臣経験者
- 文部科学大臣政務官経験者

※直接面談を申し入れ、お願い文書をお渡し要望した。

(平成26年10月15日) 陳情

《国民の祝日「教育の日」制定に関するお願い》

私ども全国連合退職校長会は、来年度50周年を迎える組織で全国47都道府県の幼稚園長、小学校長、中学校長、高等学校長、特別支援学校長等の退職者約9万5千名が加入し、校園長のOBとして教育関係機関・団体と連携協力して教育の振興に寄与するとともに会員及び後進の生活の安定・安心に資する活動を行っています。

さて、国は経済再生と並んで教育再生を掲げ鋭意政策を推進され教育改革も実を上げつつあります。しかしながら、国家百年の計と言われる教育の重要性について各界・各層の認識が残念ながら不十分であり、OECDの統計では国のGDPに占める公財政教育支出の割合が31カ国中5年連続で最下位に甘んじております。今後、これら予算については強力な財政出動に期待するとともに、教育立国日本の意識を国民全体に浸透していくことが重要と考えます。

そこで、全国連合退職校長会として平成10年以降、広く国民の間に「教育尊重の気運を

高め、国民がこぞって教育の振興を期する日」として「教育の日」を制定するよう、各都道府県退職校長会に対し、それぞれの都道府県自治体に働きかけを依頼してまいりました。その結果、平成12年の栃木県の制定から平成25年5月現在、全国35都道県、165市町村で制定されました。

また、同時に文部科学大臣にも全国連合退職校長会として、国民の祝日としての「教育の日」制定をお願いしてまいりました。今日の学校・家庭・地域社会の一部でみられる異常な現象は、教育関係者のみならず国民の心を震憾させております。これらを正すには国民一人一人が“教育の在り方を真剣に考える”機会を設けて解決へ向かうしかありません。

そのため、国民の祝日「山の日」に次いで、教育振興を期する象徴日として、また、文化国家として、世界に誇れる「教育の日」を新たに国民の祝日として制定されるようご推進下さいますようお願い申し上げます。



文部科学委員への陳情 (H26. 10. 15)

Ⅲ 少人数学級の更なる推進などきめ細かな教育のための教職員定数改善計画等を求める全国集会

～法律改正による確実な定数改善を目指して～

(平成26年11月17日)

※教育関係23団体主催に参加、アピールを採択した。

全連退情報128号参照

③ 設立50周年記念事業の概要紹介

全連退設立50周年記念事業の意義

- 1 退職校長の先達が設立された全国連合退職校長会の来し方を振り返り、その歴史（沿革）に敬意と謝意を表し、継承事項を峻別するときである。
- 2 全国連合退職校長会の使命を認識し、設立100年の時を目指して創意を失わず、組織力を高め、決意を新たに出発するときである。

（H26.11.14）常任理事会 確認

設立50周年 式典・祝賀会 開催日・会場決定

- 平成27年10月15日（木）
アルカディア市ヶ谷（私学会館）において全連退50年の歩みを振り返り、100年に向けての新たな決意をする機会として開催する。
- 文部科学大臣をはじめ、関係省庁及び教育関係団体の代表者の臨席を戴いて盛大に行う。

全連退功労者に表彰状

- 理事・常任理事・監事等の役職を4年以上にわたり務め 本会の発展に多大の功績を残された方に、設立50周年を記念して表彰状並びに記念品を贈る
- 記念式典・祝賀会の当日に招待し、祝意並びに謝意を表する。

各都道府県退職校長会（団体）における貢献者の特別顕彰事業

- 各退職校長会（団体）会長の推薦者（別紙推薦書による）を表彰する。
- 設立50周年を記念し、感謝状並びに記念品を贈る。
- 受賞者は式典参加を求めず文書で公表する。賞状・記念品を、県代表に委託する。

各委員会の事業進行状況

(1) 経理・庶務委員会

- 予算案（第5次案）を第5回常任理事会・第2回副会長会で承認。
- 功労者選考基準により候補者一覧及び連

絡先等を調査し作成。各退職校長会の検証を経た後に 正式招待者にする。

- 来賓予定者一覧 作成。

(2) 式典・祝賀委員会

- アトラクション決定、予約
- 当日の流れ、式典次第、祝賀会次第、要項の作成等 検討中
- 参加予想数 約180名で、式場・宴会場等の設営案を検討する。

(3) 記念事業委員会

- 「教育図書」の編集出版
＜書名＞『未来を拓く学校の力
—地域と学校の心触れ合う教育活動—』
＜出版社＞東洋館出版社
- 設立50周年記念出版図書として決定。
記念品として献本する。＜買取400部＞
- 教育図書の執筆者は、全県からの推薦者の協力により作成したもの
希望者への販売を促進する予定。
- 「家庭教育の指針」リーフレット
設立50周年記念事業として作成
当日配布予定。
- ホームページのリニューアル 完了

(4) 記念誌委員会

- 記念誌プロット決定 印刷業者より見積もりを取り 東洋館出版に決定。
- 各都道府県退職校長会担当頁の執筆を事務局長会で依頼（H27. 2月末締め切り）
- 記念誌原稿 印刷所送付（H27.4）
- 記念誌の印刷部数 2,000部予定
式典当日に 贈呈する。
- 「記念会報」をH28. 1月号発行の会報と合併号として編集発行する。

(5) 記念品委員会

- 式典・祝賀会参加 案内数（検討中）
・ 来賓 20名 ・ 功労者 110名
・ 理事監事 60名 ・ 委員 20名
- 表彰状・感謝状の文案検討後 発注
- 記念品 選定発注 引出物 内容検討中

④ 教育課題答申委員会の活動

教育課題答申委員会
委員長 田中 昭光
委員 渡部 博正(神奈川県)
梅村 勝
橋本 誠司
堀内 比佐子

全国連合退職校長会
会長 戸張 敦雄 様

平成26年10月31日

教育課題答申委員会
委員長 田中 昭光

諮問事項Ⅰ 「義務教育諸学校の教育職員の処遇の経緯や現状と、
いわゆる人材確保法堅持に関する見解」について（答申）

本委員会は、教職員の処遇の経過を検討し、教育再生を進める国の施策を踏まえ人材確保法の堅持について各都道府県退職校長会長から提出された意見（自由記述）をもとに討議し、諮問事項Ⅰについて答申する。

社会から信頼される学校教育体制を充実するためには、それを支える教員を手厚く処遇することが喫緊の課題である。

そのため、人材確保法成立時の理念に基づき教員の処遇を見直し、教員が使命感・矜持や熱意をもって職務に専念できるよう諸施策を講ずることが肝要である。

具体的施策として

- ① 教員の職務を明確にし、教育目標・目的の達成に専念することができる環境整備を図る。
- ② いわゆる義務教育学校標準法を改正し、「チーム学校」の実現等を図る。
特に、小学校における専科教員（英語、理科）の配置を図る必要がある。
- ③ 勤務の専門性・特殊性に見合った給与・教職調整額、諸手当等の改善を図る新たな給与制度の制定を図る。具体的には
 - ・勤務成績等に応じた特別昇給制度
 - ・諸手当の充実（管理職、部活動指導、主任教諭、特別支援教育関係者等の手当）
 - ・超過勤務への対応

諮問事項Ⅰについての報告事項

はじめに

近年、我が国は知識基盤社会、グローバル化、情報化、少子化、高齢化など、社会構造の大きな変革期を迎えており、これから社会を担う人材の育成が重要な課題である。学校教育に対し使命・役割を果たすことができる教員の育成が

求められている。一方、社会の価値観の多様化、地域・家庭の教育力の低下や教員の職務の多忙化など、学校教育は多くの複雑で困難な課題を抱えている。

「教育は人なり」といわれるように、教員が一人一人の児童生徒に向き合って活動することができる環境整備をすることが重要である。

これらの現状を踏まえ、人材確保法の理念を

再確認し、教員の職務の見直しや処遇の改善を図り、教員が使命感や誇り、熱意をもって児童生徒の指導に専念できるようにすることが喫緊の課題である。

(1) 教育職員の処遇の経緯（戦後から）

昭和24年「教育公務員特例法」（任免、給与、分限、懲戒、服務、研修等の規定）

※教員の給与は職務の責任の特殊性に基づき条例で規定。義務教育等教員特別手当（教職調整額）の創設。

昭和25年「地方公務員法」

※公立学校の教員は国立学校の教育公務員給与の種類及びその額を基準とする。

昭和27年「義務教育費国庫負担法」（職員給与費の国庫負担）

※国が義務教育諸学校に要する経費のうち二分の一を負担することとする。

昭和28年「一般職職員給与法改正」

※大学、高校、小中の三本立給与とする。

昭和46年「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（教特法）

※公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件についての特例を定める。

※給料月額の4%に相当する額を基準として教職調整額を支給すると規定。

昭和49年「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」（人材確保法）

※「人材確保法」は、教員の給与を一般の公務員より優遇することを定め、教員に優れた人材を確保し、もって義務教育水準の維持向上を図ることを目的とした。

優遇措置として、義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならないと規定されている。

平成15年「国立大学法人法」

※国立学校が法人化され、国立学校の教員は

非公務員となる。その結果、教特法の規定が削除され公立学校教員の給与は、各都道府県が主体的に定めることとなる。

平成19年「今後の教員給与の在り方について」（中教審答申）

※特に、「国立学校準拠制」廃止の法改正により、人事院への勧告義務づけが削除され、人材確保法はもはや理念のみの法律となって教員の給与が一般公務員より下回らないようにするための最小限の歯止めとしての役割を果たしているにすぎないといえる。仮にこの法律を廃止すれば教員の給与水準は一般の公務員並よりも低くなってしまう恐れがある。その結果、教職に優秀な人材が集まらなくなることが懸念される。学校が抱える課題がますます多様化、複雑化する現在こそ教員に優れた人材を確保することが求められる。

※以上のことから、教員に優れた人材を確保し、学校教育の維持向上のためには、人材確保法を堅持しなければならない。

平成20年「義務教育費国庫負担法」の改正

（教職員給与費の国庫負担）

※市町村が小・中学校を設置・運営

※都道府県が教職員を任命し、給与を負担

※国が義務教育諸学校に要する経費のうち三分の一を負担する。

平成20年～23年「教員給与の縮減」

※義務教育等教員特別手当の縮減

（給料の3.8%→給料の1.5%）

※給料の調整額の縮減

（基本額×2%→基本額×1.25%）



(2) 教員の給与の推移について

●小中学校教員の初任給の推移（東京都）

（単位：円）

	平成13年	平成16年	平成19年	平成22～25年
小中学校	202,500	198,000	195,600	195,600

●小中学校教員の給与の推移（全日本中学校長会給与対策部平成25年調査資料）

<初任給>

（単位：円）

	190,000～	195,000～	200,000～205,200
都道府県数	16	24	7

<勤続10年>

（単位：万円）

	27.0～	27.5～	28.0～	28.5～	29.0～	29.5～30.0
都道府県数	5	7	11	12	9	3

<勤続20年>

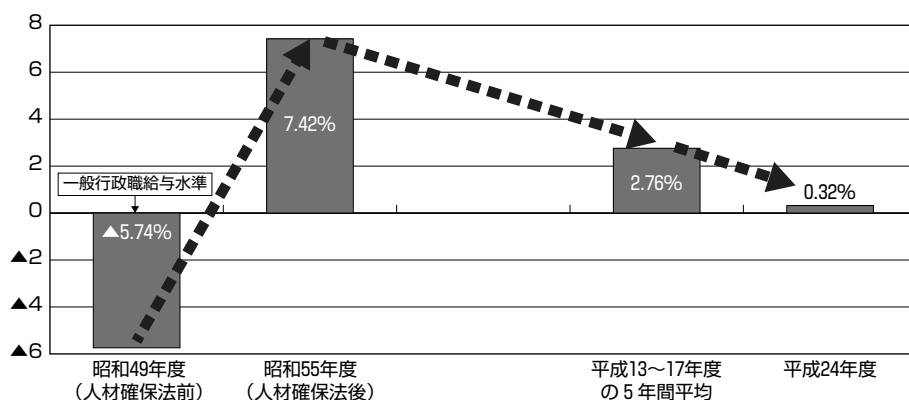
（単位：万円）

	35.0～	35.5～	36.0～	36.5～	37.0～	37.5～	38.0～38.5
都道府県数	1	0	11	19	13	2	1

●人材確保法と公立学校教員の給与水準の推移（文部科学省資料）

人材確保法により、昭和55年度では一般行政職に比較して7.42%優遇されていたが、その後年々減額され平成13年～17年度では2.76%、平成24年度には0.32%まで減額されている。

公立学校教員の給与水準の推移について



(3) 平成18年以後の国の方針

国は「骨太の方針2006（平成18年）」において「人材確保法に基づく優遇措置を縮減する」ことにより、教員給与月額が一般行政職給与月額を上回る部分（2.76%）は縮減を図りつつ教

員に優秀な人材を確保するという人材確保法の精神を踏まえ、人材確保法における教員給与の優遇措置について、今後、教員勤務実態調査の結果を踏まえて対応する。

教員給与制度については、メリハリを付けた教員給与の見直しを進める方針である。

具体的には

- ① 年功型の給与体系の見直し
- ② 4級制（校長、教頭・副校長、教諭、助教諭等）の給料表の改正（主幹、指導教諭の処遇改善）
- ③ 一律支給されている教職調整額の在り方の見直し
- ④ 勤務成績や職務負担等に応じた手当の検討
- ⑤ 特別支援教育関係者に支給される給与の調整額の見直し
- ⑥ 部活動指導手当の充実
- ⑦ 教育業務連絡指導手当（主任手当）の検討
- ⑧ 管理職手当の充実

その他、教員の職務の特殊性に配慮した評価制度の検討も重要である。

給与以外の優遇措置としては

- ① 優れた教員を表彰し、教員に対する信頼感と尊敬の念を醸成される環境を培う。
- ② 教員の事務作業の軽減を図り、子どもと向き合う時間の確保ができる環境整備をする。
- ③ 校内研修や任命権者等による体系的研修と教員の自主性を重視した自己研修の充実を図り、自らの専門知識や指導能力を高める機会を確保できるようにする。
- ④ 幅広い視野と高い専門知識を備えた教員を育成するため、大学院修学休業制度を活用し、より多くの教員が大学院修学の機会を得られるようにする。

などを通じて、教員の職を魅力あるものにしていくことが必要であることとする。

(4) 全連退の要望活動

例年、「教育尊重の気運を高め、教育の振興に寄与する」ことを目的に活動している全国連合退職校長会は、文部科学大臣、文部科学副大

臣、大臣政務官、衆議院文部科学委員会委員長・委員・理事等へ「要望書」を提出している。

（全連退情報114号、125号参照）

<参考資料>

- 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教職員の人材確保に関する特別措置法」（昭和49年2月25日制定）

<抜粋>

第一条（目的）この法律は、学校教育が次代になう青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、義務教育諸学校の教育職員の給与について特別の措置を定めることにより、すぐれた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

第二条（義務教育諸学校と教育職員の定義）（略）

第三条（優遇措置）義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。

第四条（人事院の勧告）人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員である前条の教育職員の給与について、同条の趣旨にのっとり、必要な勧告を行わなければならない。

- 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教職員の人材確保に関する特別措置法」改正（平成19年）

第四条 削除（国立大学法人法に伴うもの）

(5) 諮問事項Ⅰに対する各都道府県退職校長会からの主な意見

諮問事項Ⅰについて、各都道府県退職校長会に意見（自由記述）等の提出を依頼したところ、45都道府県から貴重な回答をいただいた。その概要は次のとおりである。

- 処遇（給与）の最新の实態について

教員の「初任給」「平均月額給与」について、それぞれ、最近4～5年の状況や一般行政職と

の比較データなど提供いただいた。多くの都道府県も、この数年は給与の抑制、減額があり、退職金の引き下げも実施されている。

- ① 教特法の規定が削除されて以後（平成15年）公立学校教員の給与は減額され、人材確保法に規定されている優遇措置が形骸化している。教員の職務の特殊性に見合う給与の維持・改善が必要である。
- ② 最近の状況によれば、初任給は一部を除いて減額していないが給料表号給の上昇率が鈍化している。また、退職金の支給率が激減している。
- ③ 時間外勤務時間の増加に見合う処遇の見直しが必要である。
- ④ 管理職の職務が厳しくなっている反面、管理職手当のカットが進行し、精神的負担増や意欲の低下等による影響が懸念される。近年管理職志望者が減少している。また、教員志願者が減少し優秀な教員の人材確保に悪影響を及ぼしている。
- ⑤ 「義務教育国庫負担法改正」（平成20年）による財政上の影響から、教員給与の格差が生じている。特に、市町村の教員人材確保が懸念される。

●勤務状況の実態（特に配慮すべきことなど）について

通常期における教員の勤務内容は以下のとおりで時間的に超過勤務が常態化している。

- ① 生徒指導、保護者対応、教材研究、指導事務（評価、反省等）、諸会議、調査報告、部活動等により超過勤務を余儀なくされている。
- ② 児童生徒と触れ合う時間だけでなく、休息、休憩時間さえも十分に取れず多忙の毎日であり、疲れや病気などにより休職・退職者数が増加しており、メンタルヘルスが課題となっている。
- ③ OECDの調査結果にみられるように、日本の教員の勤務時間は世界で最多である。また、給与等の減額により教員志願者数の

減少や他府県に転出したりする事例もあるとの回答もあった。

- ④ 勤務状況の改善策として、学校経営の工夫・改善（諸会議の精選、協働体制づくり、相互研修など）はもちろん、教職員の定数増、特別支援等の加配補助員、変形労働時間制（長期休業期に短縮、リフレッシュ）の導入、勤務に見合う待遇改善・手当等の見直しなどが挙げられた。

※ 残業時間の実態（全日本中学校長会 給与対策部、平成19年）

勤務日 1日平均 残業時間 2時間53分
（文部科学省調査 2時間25分）

※職種別残業時間

校長 2時間47分	教頭・副校長 4時間2分
教諭 2時間53分	教務主任 3時間1分
生徒指導主任 3時間1分	進路主任 2時間14分
学年主任 3時間10分	

●人材確保法（教職員の優遇措置など）の堅持について

人材確保法は、教員に優れた人材を確保し義務教育水準の維持向上を図ることを目的とする法律であり、学校が抱える課題がますます多様化・複雑化する現在にあっては絶対に必要な法律であり堅持すべきである。

具体的には

- ① 「教育は人なり」と言われるように、教員に優秀な人材を確保することは次代を担う子どもたちを育成する学校教育にとって最も重要なことである。
- ② 義務教育の水準維持のためには、優れた

教員の安定的な確保、人材確保法の意義・趣旨の実効が必要である。

- ③ 人材確保法を堅持するとともに、教員の職務の専門性・特殊性や超過勤務の実態に見合う給与、優遇措置が必要である。
- ④ 教員の職務の特殊性に見合う処遇・諸手当の改善が必要である。

具体的には

- ・超過勤務に見合う手当の改善（部活動指導、特殊勤務、研修、出張等）
- ・管理職手当の改善（校長、副校長・教頭、主幹）
- ・退職金の改善

全国連合退職校長会

会長 戸張 敦雄 様

平成26年12月22日

教育課題答申委員会

委員長 田中 昭光

諮問事項Ⅱ 「全国学力・学習状況調査」の結果の公表等に関する見解について（答申）

本委員会は、「全国学力・学習状況調査」の実施状況や公表について、各都道府県退職校長会長から提出された意見（自由記述）等をもとに討議し答申する。

平成26年度の文部科学省の実施要領によれば都道府県教委・市町村教委は学校別成績など条件を付けて公表できることが可能となった。しかし、調査結果の公表が各都道府県・市町村により異なり、点数主義、成績偏重、序列化、過度の競争意識など懸念される課題が生じている。

- ① 文部科学省・教育委員会は調査結果を踏まえ、成果や課題を検証し改善すべき施策を明らかにし、教育活動に必要な環境整備を図ること。

さらに、都道府県教委・市町村教委は公表に当っては文部科学省の平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（H25.11.29）を厳守すること。
（首長の独断による公表はルール違反と考える）

- ② 各学校は調査結果を踏まえ、教育指導を検証し取り組むべき課題が把握されたときは、新たに改善すべき施策を検討し教育活動に生かすとともに、家庭・地域に課題や施策を公表し学校教育に関心・理解の醸成を図ること。

諮問事項Ⅱについての報告事項

はじめに（文部科学省の実施要領）

全国的な学力調査（全国学力・学習状況調

査）は、平成19年～21年悉皆調査として、平成22年度・24年度 抽出調査及び希望利用方式で実施、その後、平成25年度より小学校6学年、中学校3学年の全児童生徒を対象にきめ細かい

調査（悉皆調査）が実施された。

その目的は

- ・義務教育の機会均等とその水準維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- ・学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- ・以上のような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

一方、調査結果の公表が各都道府県・市町村により異なり、点数主義、成績主義、序列化、過度の競争意識など懸念される課題が生じている。

(1) 平成25年度調査（きめ細かい調査の復活）

対象学年（小6、中3）の全児童生徒を対象とした本体調査（悉皆調査、対象教科は国語、算数・数学）、追加調査（経年変化分析のための調査、保護者アンケート抽出調査、教育委員会に対する調査）を実施することにより、すべての市町村・学校等の状況を把握するとともに

- ① 経年変化分析
- ② 経済的な面も含めた家庭状況と学力等の状況把握・分析
- ③ 少人数学級等の教育施策の検証・改善に資する追加調査を新たに実施

これにより、教育施策の結果と課題に関する検証改善、児童生徒に対する教育指導の改善等をきめ細かに行う。

(2) 平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

～25年度実施要領からの主な変更点～

- ・調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善につなげる

ことが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

- ・調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の一部分であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、以下の取り扱いとした。

- 市町村教育委員会（学校の設置管理者）において、それぞれの判断で、実施要領に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能である。
- 都道府県教育委員会において、市町村教育委員会の同意を得た場合、実施要領に定める配慮事項に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるとした。
- 教育委員会等において調査結果を公表する場合の配慮事項として、
 - ・公表内容・方法等は、教育上の効果や影響等を配慮して適切なものとなるよう判断する。
 - ・単に平均正答率等の数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表する。
また、分析結果を踏まえた改善方策についても公表する。
 - ・市町村教育委員会において個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、当該学校と公表内容・方法等について十分相談する。
なお、平均正答率等の数値を一覧にしての公表や各学校の順位付けは行わない。
 - ・児童生徒の個人情報の保護や学校・地域の実状に応じた必要な配慮を行う。

(3) 平成26年度 全国学力・学習状況調査（国立教育政策研究所）

●調査を実施した学校・児童数

【小学校】				【中学校】		
	対象学校数	学校数（実施率）	児童数	対象学校数	学校数（実施率）	生徒数
公立	20,217	20,177（99.8％）	1,080,663	9,813	9,742（99.8％）	1,018,365
国立	45	75（100％）	7,126	81	78（96.3％）	10,397
私立	218	100（45.9％）	6,017	755	353（46.8％）	31,248
合計	20,510	20,352（99.2％）	1,093,806	10,649	10,173（95.5％）	1,060,010

●平均正答数・正答率

【小学校】			【中学校】		
教科	平均正答数	平均正答率	教科	平均正答数	平均正答率
国語A	11.0問/15問	73.1％	国語A	25.5問/32問	79.8％
国語B	5.6問/10問	55.6％	国語B	4.6問/9問	51.6％
算数A	13.3問/17問	78.2％	数学A	24.5問/36問	67.9％
算数B	7.6問/13問	58.4％	数学B	9.1問/15問	60.5％

【調査問題の趣旨】

- * 国語・算数・数学A 基礎的・基本的知識・技能が身に付いているかどうかをみる問題
- * 国語・算数・数学B 基礎的・基本的知識・技能を活用することができるかをみる問題

●調査結果の評価

- ① 正答率の低い都道府県の平均を見ると、全国平均との差が縮小した。
- ② 小学校調査において顕著な改善がみられる。特に、指導方法・学習規律、発展的な学習指導、言語活動、総合的学習における探求活動、家庭学習等の改善による効果がみられる。
- ③ 児童生徒質問調査から、次の児童生徒ほど教科の正答率が高い傾向が見られる。
 - ・教科に対する関心・意欲・態度が高い。
 - ・家庭学習や読書時間が多い。
 - ・基本的生活習慣がよい。
 - ・家庭でのコミュニケーションが豊か。
 - ・携帯電話、スマートフォン、ゲーム等の時間が短い。

- ・社会に対する興味・関心がある。
- ・自尊意識・規範意識が高い。

●課題と今後の方向性

- ① 知識・技能に関する課題

改善傾向にあるが、立ち戻る指導や繰り返し学習することで、確実に定着を図る必要がある。

方向性

 - ・子供の目標となる具体的な問題の提示
 - ・学年を超えて立ち戻る指導を実施
- ② 思考力や活用力に関する課題

依然として正答率が低い。授業改善を図ることで、思考力・活用力を育む必要がある。

●方向性

- ・子供の目標となるめあての提示
- ・子供の思考・表現する時間の確保

(4) 公表されることによる利点や懸念される課題等について（提出された主な意見）

本委員会においては、会長からの諮問を受け各都道府県退職校長会長に「学力調査・学習状況調査」についての意見（自由記述）を求めた。多くのご意見を寄せていただいたことにお礼申し上げます。

結果の公表については、市町村の的確な判断を望むことや学校別成績の公表には否定的考えが多かった。

以下に本調査の利点と懸念される課題をまとめてみた。

●利点

- ① 調査結果の分析により、児童生徒の学力や学習状況を把握し、地教委の教育施策に生かすことができる。
- ② 各学校は自校の調査結果を分析し、学校経営や児童生徒指導の改善、授業の改善、研修の充実等に生かすことができる。
- ③ 調査結果から把握した課題や改善策を公表し、説明責任を果たすとともに、学校教育に対し保護者や地域の理解を醸成し教育力を高めることができる。

●懸念される課題

- ① 日本の学校教育の本来の目的が揺らぐこと。

教育は知・徳・体のバランスのとれた人格の形成を期しているが、点数主義、成績偏重に偏った調査結果の公表は、序列化により過度の競争を生み、知識偏重の教育活動に偏る恐れがある。

- ② 市町村や学校の序列化により過度の競争を生むこと。

家庭や地域環境等の状況が児童生徒の学

力に影響していることから、平均正答率による地域の順位づけは市町村・学校の序列化や過度の競争意識を生み、学校教育に対する家庭・地域からの不信感を募らせる。

また、2教科の調査結果により学校全体の教育活動の評価がなされる恐れが懸念されること。

- ③ 序列化により児童生徒への心理的影響（優越感・劣等感、不信感など）から学習や生活に影響を及ぼすことや、児童生徒の学習目標が点数主義になることが懸念されること。

- ④ 学力調査対策による平均点アップへと逸脱すること。

学力の向上を図ることは重要な課題であるが、関心が成績や順位、ランク付けに集中し、学ぶ力をどう向上させるかの視点が希薄になり、新たな学力としての興味、関心、意欲など数値で評価できない学力が軽視される恐れがある。

- ⑤ 学校、教師のランク付けが生じ、教師の精神的負担の過重や勤務意欲の減退を生じさせる恐れがあること。



Part II

全国連合退職校長会の調査・研究のまとめ

人生は何事もなさぬにはあまりに長いが、
何事かをなすにはあまりにも短い。

——中島 敦

いかに長く生きたかではなく、
いかに良く生きたかが問題である。

——セネカ

① 教育振興部の活動

教育振興部	大野 幸男	(長野県)
部長	高橋 武雄	
部長	荻原 敏子	
部長	河原 利夫	
部長	滝澤 正子	
部長	袋岩 修	
部長	柳瀬	

I 家庭教育の指針

1 今年度の研究

次代を担う子供たちの心豊かな成長のために、家庭、地域そして学校が各々の教育面での特質を生かし、また、確かな連携に努めることが大切なことは論を待たない。

また、教育基本法に「父母その他の保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに自立心を育成し、心身の調和の取れた発達を図るように努めるものとする」と示されているように、家庭のもつ役割は極めて重要である。

そこで、教育振興部では、社会の変化に伴う家庭教育の難しさや家庭教育の機能の低下を憂慮し、過去の「家庭の教育力」や「地域の教育力」の研究の上に立って、平成25、26年度は「家庭教育の指針」を成文化し、家庭における教育の望ましい在り方を探ることとした。

2 研究の内容

(1) 家庭の教育機能について

～全連退平成21年度「年間活動・研究報告」より～

●親が子を生み育てる場としての機能

子供の生命を創り出し、家庭内の教育によってよりよき大人になるよう育てるのが親である。この営みは「命のバトン」として過去から未来へ連綿として続く。このことが、親に「子供の教育に関する第一義的責任」があるとする所為である。

「親が子を生み育てる場としての機能」が、家庭教育の原点であり、父性原理（訓育）と母性原理（愛育）が、家族構成等その家庭の特性に

応じてバランスよくはたらくことが肝要であり、そして、乳幼児期から情緒の安定、善悪の判断の基礎、健康や安全のための基本的生活習慣を身に付けるようにすることが大切である。

●家族が集団を形成し、維持し、発展する場としての機能

すべての家庭には、独自の伝統、家族構成、親の職業や勤務の状況、生活信条、趣味・嗜好の傾向など、それぞれの特性（家風）がある。それをまず親が自覚し、十分に生かして、心豊かな家庭集団をつくることが望まれる。

また、家族の成員一人一人の生活は、自分だけではなく家族全員にかかわる。各自の生活領域を保ちつつ家族の凝集性を大切にすることから、自立心、自律心、役割の自覚、思いやりといった特性が養われる。そして、このことは家庭以外とのかかわりへも広がっていく。

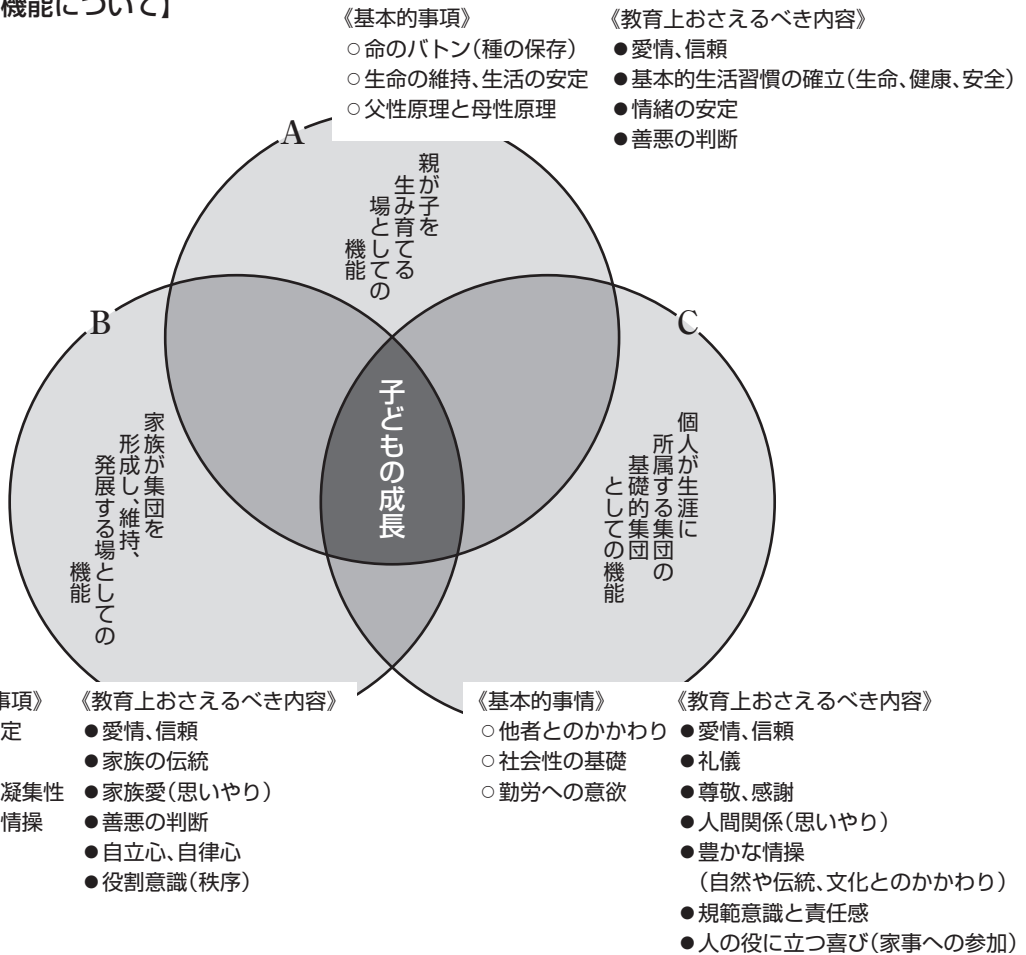
●個人が生涯に所属する集団の基礎的集団としての機能

人は一生の間に家庭、保育所、幼稚園、学校、職場あるいは諸々のサークルなど、数多くの集団に所属しつつ人間として成長していくが、常にその中における在り方、生き方の基本となっているのは家庭（家族集団）である。

愛情と信頼に満ち、基本的生活習慣が確立し、役割意識の明確な家庭から、まず、縦や横の人間関係の基礎が培われ、さらには礼儀、正義感、協調性といった社会性の基礎が育っていくといえる。

自明の理であるが“確かな家庭”から“確かな社会人”が育つ。

【家庭の教育機能について】



(2) 「家庭教育の指針」の内容(具体的な項目)について

～小・中学校学習指導要領第3章道德教育の「内容」をベースにして～

【自分自身のこと】

◆生活のために必要な習慣を身に付けるようにすること

- ・歯磨き、洗面、入浴等から食事、睡眠など、健全な「生活習慣(リズム)」をもつようにすることは、なんといっても家庭の役割である。

◆自分で出来ることは自分でやり、責任をもつようにすること。

- ・子供自身の“繰返しのチャレンジ”が必要

であろう。親・保護者の“認める、励ます態度”が、大切な鍵となる。

◆善悪を判断する力と自分に嘘をつかない心を育てること

“目立たない誠”“小さな嘘”を見のがさないことが大切である。親・保護者は、「ほめるべき時にほめる」「叱るべき時に叱る」努力を怠ってはならない。

【他者とのかわり】

◆時と場に応じた挨拶ができるようにすること

- ・挨拶は、相手と心を結ぶための最も大切な手だてである。基本は、家族の間で挨拶を交わす習慣ができていることである。

◆相手のことを思いやる気持ちを育てること

- ・「思いやりのモデルが身近にあること」「自分が思いやりを受けているのに気付くこと」が大切である。家庭における大人の“さりげない”心遣いが鍵になる。

◆お世話になっている人に、感謝や尊敬の心をもつようにすること

- ・まずは家庭内や近隣といった身近で具体的ななかかわりの中で、さらには公共の仕事に携わる人々への思いといった発展が考えられる。親・保護者の言動の影響が大きい。

【自然や崇高なものとのかかわり】

◆親子で身近な自然に接する機会をもつこと

- ・風、雲、月、そして花、鳥、虫・・・そのつもりになれば、日常生活にも沢山の自然との触れ合いがある。親・保護者の“心のゆとり”が鍵である。

◆常に、生命の大切さを感得するようにすること

- ・“命の大切さ”は、折に触れ、生活のあらゆる場面で意識することが肝要であり、子供に“かけがえのない命”“生きる喜び”を感じ取らせるのは大人の責務である。

◆美しいものや気高いものに感動する心をもつようにすること

- ・例えば夕日の美しさに打たれる心、話の主人公の気持ちや行為に感動する心などが育つには“育て手”の存在が大切である。親・保護者がその最たる者であることは言うまでもない。

【集団や社会とのかかわり】

◆家庭の約束ごとや社会のきまりを守るようにすること

- ・約束やきまりを守る心は、他律から自律へと育っていく。家庭での約束を守る心や行為の成長は、そのプロセスの基本形とも言

える。「ほめられること」「叱られること」の大切さはここでも生きてくる。

◆家庭の中で自分の役割をもち、その遂行に努めるようにすること

- ・子供が自分の役割をもつことは、家族の大切な一員として認められることであり、充足感と意欲を生む。このことが「集団の一員としての生き方」の基本となる。ここにおいても親・保護者の“認める、励ます態度”が極めて大切である。

◆近隣や地域社会との関連をもつようにすること

- ・親・保護者が“向こう三軒両隣”とのかかわりを大切にしていれば、それは必ず子供に通じていく。子供たちの近隣や地域社会への関心、かかわりの心を高めるのは、大人たちの心と行為にかかっている。



ほめるべき時にほめることを、叱るべき時に叱ることを大切にしよう。

「子供は叱られる権利があり、親は又之を叱る権利があるのである。善いことも悪いことも勝手に、少しも叱られることも正されることもない子供は、決して大切にされている子供ではなくて、寧ろ虐待されている子供である。」

（賀川豊彦氏大講演集）より）